

令和4年12月14日

令和4年第4回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和 4 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 4 年 1 2 月 1 4 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 1 1 時 4 2 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番 高 山 豊 彦 3 番 藤 井 清 隆

4 番 村 山 一 彦 5 番 吉 田 哲 也

6 番 井 上 武 津 男 7 番 岡 本 正 意

8 番 畑 武 志 9 番 小 西 啓

1 0 番 岡 田 泰 正

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎本由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	3番 藤井清隆 4番 村山一彦

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第 4 3号 和束町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 4号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 4 年和束町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、藤井清隆議員、4 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

藤井清隆議員。

○3 番（藤井清隆君）

議長の許可が出ましたので、これより一般質問させていただきます。

1. 現在、日本では地球温暖化阻止のための二酸化炭素削減を迫られ、またロシアによるウクライナ侵攻以来、国防の強化や経済の安定化という大きな課題に直面しておりますが、本町におきましても自立自存の心構えで、地域の特性を発揮するような次のような施策は可能であるかお問いたします。

（1）再生可能エネルギーを活用すること（太陽光、木質バイオエネルギーなど）

（2）自給的食糧や自前の肥料としての町民皆農化のすすめ

（3）町民を守るための核シェルターの建設

2. コロナ禍における心の傷について

(1) 病院や介護施設で、コロナによる面会の制限によって、利用者や家族が受けた心の傷はどのようなであったか。また、どう対応されたか。

(2) 特にコロナによる死亡者についての対応は不尊極まりないものであり、医療の腐敗とも言えるものである。事例があれば紹介されたい。

(3) また、幼児や発育期の子供にとって、長期のマスク生活は成長のための人との接触機会の喪失という大きな汚点を残すと思われるが、どのように考え、どう対応されたか。

以上、お願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

おはようございます。

ただいま藤井議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、日本では地球温暖化阻止のためのCO₂削減を迫られ、またロシアによるウクライナ侵攻以来、国防の強化や経済の安定化という大きな課題に直面しておりますが、本町においても自立自存の心構えで地域の特性を発起する次のような施策は可能であるかという問いについて、まず最初にお答えさせていただきます。

「地球温暖化阻止のためのCO₂削減や世界各地で勃発する紛争など」は、日常生活に大きな影響を与えることは言うまでもなく、最近の物価高騰などからも読み取れます。こういった現象を隣接する家屋の火事のように見ているのではなく、我が事と捉まえ、対応できるよう日常的に取り組んでおくことが大切だと私も考えております。

ほかのご質問にもありますように、自立自存は大原則であり、そのために活用できる自然エネルギーなどの確保は重要だとも考えていますが、反面、大規模な森林伐採などによる開発はCO₂削減に逆行する行為にもつながりかねず、慎重に取り組まな

ければならない事案でもあるとも考えます。和東町は森林保有率75%強、茶畑面積も府内最大といった観点からも、CO₂削減には一定貢献をしているとも考えます。現社会において、持ち場、持ち場の役割は常に果たしていかなければなりませんし、本町としましても、常にその立ち位置に立ち、行政運営に取り組むべきと考えています。

次に2番ですが、コロナ禍における心の傷について、(1)病院や介護施設で、コロナによる面会の制限によって、利用者や家族が受けた心の傷はどのようなものであったか、どう対応されたか、について答弁いたします。

ご質問にもありますように、新型コロナの蔓延防止の観点から、病院をはじめ各種施設などで面会制限などがされました。入院されている方や施設入所されている方の把握が和東町では困難なことから実態把握はできかねますが、入院患者や施設入所されておられる方が孤独感を感じたり、ストレスを感じたりされたことと思われまます。リモート面談など施設ごとに工夫された対応も取っておられました。しかしながら、利用者やその家族にとっては過度の心労をおかけしていることと思われまます。今後、コロナ禍での生活様式・行動様式がどのように変化しているのかを見据えながら、情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしまます。

そのほかにつきましては、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

藤井議員からいただきました一般質問のお答えとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私から、藤井議員からいただきました一般質問、(1)再生可能エネルギー

ギーを活用すること（太陽光、木質バイオなど）について答弁させていただきます。

再生可能エネルギー、自然エネルギーなどの活用については一定検討が必要であると考えております。

地球温暖化対策には大きく寄与することは言うまでもありませんが、太陽光発電の場合、広大な面積が必要なだけでなく、防災工事の施工やパネル発電の持続性、また、劣化したパネルの最終処分など、今もなお解決できていない問題が山積しています。

また、木質バイオでは、森林資源の乱伐採などを懸念するところがあったり、風力発電では安定した風力の供給であったり低周波問題などがあります。かといって、何も取り組まないというのではなく、できるところから徐々に取り組む必要があるのではないのでしょうか。計画的に条件整備を行うべきだと考えています。

現時点では自然エネルギーが世界経済成長の特効薬になるものでもなく、リスクヘッジを考えながら取り組むのが前提になると思います。慎重な議論を重ねることを最優先すべきだと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、藤井議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

おはようございます。

藤井議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、1の（2）自給的食糧や自前の肥料一町民皆農化のすすめについてであります。

ご質問の内容に関しまして、食料自給社会の実現に向けた情勢や取組に関することと理解をさせていただきました。現在の日本の食料自給率はカロリーベースで37%となっており、残り63%を輸入に頼っている状況です。このような状況の中、農業生産に深刻な影響を与えている気候変動、さらにはロシアのウクライナ侵攻で、食料

のみならず肥料や飼料、燃料の供給が滞り、食料安全保障上のリスクが高まっているところでもあります。

国では、本年9月に農業政策の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の見直しに着手されたようで、同法制定後20年以上が経過し、食料安全保障をどのように確立するか、1年程度をかけて方向性を示されるようでございます。

議員ご質問のとおり、食料の自給等に関しまして、国全体としても食料安全保障を強化することなどが重要な課題となっているところでございます。現在、食料自給率を上げるための対策として、スマート農業の推進、担い手への農地集積、新品種の開発、水田を放牧地や野菜等の生産に転換、これらの対策に加え、食料安全保障の強化に不可欠な担い手の育成・確保、生産基盤の整備、生産・販売等の体制整備などの取組の柱として進められているところでもあります。その他、地産地消の推進、国産農産物のPR活動により、「自給するための農ある暮らし」という位置づけで、野菜等生産可能な食料についてはできる範囲で自分たちで作っていくというような考え方も大切になるのではと思っております。

肥料をめぐる情勢につきましては、原料のほぼ全てを輸入に頼っております化学肥料の高騰は、農業の持続可能性と暮らしを脅かす状況ともなっております。地球人口は間もなく80億人を突破する状況で、食料増産の必要性は今後も一層高まり、肥料原料の争奪戦は続くことが見込まれます。直面する肥料危機を、環境に優しく、リスクに強い持続可能な有機農業への転換が求められているところであります。

また、現在、和東町活性化センターで取り組まれている食品循環資源を活用した堆肥化は、茶産業や家庭から出る循環資源を活用した堆肥づくりであります。この取組は自前の堆肥生産づくりで低利用・未利用の資源をリサイクルすることなどにより有効利用につなげていくことができ、肥料の自給率を上げることにつながり、またSDGsの取組としても世界の方向性と合致しております。こうした取組を増やしていくことは大切であると考えます。

食料、肥料問題ともに、基本的には国が示す方向や取組を踏まえつつ、町としても様々な施策を検討し進め、そうした取組を通じて、議員ご指摘のような国際情勢等の変化に影響されにくい自給社会の実現に向けて少しでも近づくことができると考えます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、藤井議員の一般質問1の（3）町民を守るための核シェルターの建設ということで答弁をさせていただきたいと思えます。

ロシアのウクライナ侵攻から9か月以上が経過しましたが、いまだ停戦や終戦の見通しはないという状況であります。また、核保有国とされております北朝鮮による弾道ミサイルの発射が11月初旬まで日本に向けて日本海側へ何度も実験が繰り返されるなど、日本にとっては脅威であり、非常に心配な状況は続いていると理解しております。

ご質問にありました核シェルターの建設については、日本での保有率を申し上げますと0.02%でございます。まだまだ一般的にはない施設であります。また、核シェルター建設に係る国や都道府県の補助金制度もないため、和束町として制度を創設して補助をする、あるいは行政が核シェルターを建設するという考えにつきましては現時点で持っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

ただし、原子力発電所の事故や万が一の核ミサイルの発射に関しては、当然、住民の方々の安全を確保するのが私どもの責務でありますので、和束町の比較的頑丈な鉄筋コンクリート造りの公共施設等に一時避難を誘導する形で対応させていただきたいと思えます。

以上、藤井議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

おはようございます。

藤井議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、2の（2）特にコロナによる死亡者についての対応は不尊極まりないのであり、医療の腐敗ともいえるものである。事例があれば紹介されたい、とのご質問に答弁させていただきます。

コロナ禍以降、国保診療所の患者様で新型コロナウイルス感染症での感染によって死亡された例はございません。しかしながら、今後、在宅等往診対応の患者様などで新型コロナウイルス感染症に感染し、不幸な結果を迎えられることもないとは言えません。遺族の方にとっては大切な人を失うつらさ、悲しさに加えて、その最後を通常形で迎えることができないという悲しみを抱かれることと思います。また、ご本人にとっても、家族や大事な人に見守られながら最後を迎えることができないという悔しさ、無念さもあるかと思えます。そのような場面に立ち会うことになる医師や看護師など医療従事者は、人生の最後を迎える方の尊厳を最大限に尊重し、また、ご家族に寄り添う対応が求められると思えます。

厚生労働省と経済産業省ではそうした場面を想定して、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインを令和2年7月29日に策定しております。ガイドラインでは、遺体の感染性に関する基本的な考え方や個別の場面ごとの感染管理上の留意点などについて、遺族や医療従事者、遺体等を取り扱う事業者、火葬場従業者等それぞれの立場の方の行動指針が示されています。

現行の感染症法では、新型コロナウイルス感染症は2類相当という位置づけになっているため致し方のない部分もあるとは思いますが、医療従事者等が遭遇するかもしれない実際の場面では、このガイドラインに沿って、またガイドラインからは読み取れない部分につきましては、感染対策を講じた上で、その場その場に応じて遺族の気持ちに寄り添い、死者の尊厳を最大限に尊重した対応をしなければならないと考えております。

以上、藤井議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、藤井議員の一般質問に答弁させていただきます。

私からは、2. コロナ禍における心の傷についての（3）幼児や発育期の子供にとって、長期のマスク生活は成長のための人との接触機会の喪失という大きな汚点を残すと思われるが、どのように考え、どう対応されたか、についてですが、ご質問にありますように、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と感染予防のため、国や京都府、和束町からもマスクの着用や手洗い、手指消毒などお願いしております。国民全体に外出時などでマスク着用が習慣化されており、これにより相手の顔や表情が分からない、もうマスクを外して素顔を出すのに抵抗があるというような話をこの頃よく耳にします。しかしながら、感染を予防するためには必要なことであると思われ、従来よりは緩和され、屋外では2メートルを確保できるようなら着用する必要もありませんし、乳幼児については着用を推奨されておられません。一定の距離があったり、図書館など会話のほとんどないところではマスク着用を求められておられません。自分自身や家族などを感染症から守るため、屋内などにつきましてはまだまだご協力いただくこ

とになると思いますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から藤井議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

誠に丁寧な説明、ありがとうございました。

1番から見ていきますけど、世界的な傾向というか、要請といたしまして、地球温暖化防止ということが叫ばれているわけですが、地球の限界があります。これはスウェーデンの研究機関がやっているやつで、これまで人類が行ってきた行為というのは地球を痛めつけていると。ある程度持ちこたえてくれるけども、ある程度以上になると元に戻らんというような研究している機関なんですけど、九つの項目がありまして、その中の生物多様性とか、それからCO₂の増加とかあるんですけど、九つのうちの六つまでこの項目に当たると、限界を超えているというような評価が出てます。だから、結局かなり逼迫しているというか、切迫している事態だということだと思うんです。

企業なんかは一番最初に対応をしましてね、大きな企業ですと、再生エネルギー100%で会社運営をやってなかったら取引しないとまでいうような事態になってきているんで、地方自治体とか特に日本の国は遅れているわけです。そこで自治体のほうでもそういう危機に面しまして、本町において温暖化防止のための取組というのでしていかないかん、ということをご公の会議としてやられたことがあるのかどうか、それを第一にお尋ねいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

今、和東町のまちづくりと言いますのは、計画を策定して、第5次総合計画を立て

てまちづくりをしております。その中にどう反映されているのかということのを改めて再認識をしていかなきゃならないなど、このように考えております。

と言いますのは、正直なところ、今この時期、コロナ禍と言われておりますが、今言われたように、地球温暖化とか、非常にいろんな各面において危機になっております。いろんな研究機関では地球の診断も出されている。いろんな角度から、オーバー、これ以上すると大変だということから、SDGsの問題だとか、そういう問題が早くから国際では叫ばれているわけです。

また、先ほど課長が答弁しておりましたように、食料についても、食料安保、自給率が一番低いわけです。また、新聞紙上で見ていますと、どうも今は農村のほうへ目が向いているという住民の動きもあります。これからは農村の時代である。そのまちづくりが元気になることによって、今、藤井議員が言われておるものの解決につながっていく一つになるんじゃないかならうかと。そういう意味で、今回の第5次総合計画というのは、そうした観点を重視しながらまちづくりをしていきたいと思っております。

これは個人的な話になりますが、自然的に謙虚に生きなきゃなりません、頭でっかちで全部来ております。今、頭でっかちになり過ぎて、技術とか資源の大切さを横へ置いて便利さを追求したり、食事であれば、健康を考えず自分の好きなものだけ食べる、そして努力すること、しんどいことを避けて、楽なほうへ行く。教育の中から考えていかなきゃならん、そういう問題があるのかなと。そういう意味で、非常に今日の社会は見直されてきている。そのときに農村に目を向けられるというのは、そういう社会の時代に答えていかなきゃならない問題だと私は思っております。

先ほどエネルギーの問題で再生エネルギーと言われましたけども、再生エネルギーを役場はやっているかやってないかというよりも、それよりも一番大事なのは、先ほど私も答弁しましたように、これだけ森林率が70数%という中では、自然を壊してまで、再生というのはいかかなものかと。私は自然とバランスが大事だと思っております。私たちが生きているのも自然の一部ですから、自然をどう再生していくかとい

う観点から生活していくことが大事だと思っております。

だから先ほど課長が言っていましたように、有機肥料とか、自然から再生していきうと今、努力しています。再生できないものを使って生きていたら地球は駄目になります。再生するものを重視して生きていく生活に変えていかないと、この世の中は持たないと思います。だから、自然に謙虚に、自然が再生できる、そういう社会づくり、都市化というのは便利さを追求されますが、農山村こそ自然の一部として生きていく大事な地域づくりですので、今、藤井議員が言われたようなところを大事にしながらまちづくりをしていけば、農山村がキラリと光るまちづくりにつながると思っておりますので、大変元気づけられる質問をいただいたなというように思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

それでは、再生可能エネルギーということですが、課長もおっしゃっていましたように、太陽光発電は自然を破壊というとおかしいですけど、地元の反対があったり景観上とかあるし、あとの廃棄処分をどうするのかとかいろいろ問題があります。やってしまえばお金にはなるんですけど、問題はなかなかそう簡単にはいかないと思うんです。

木質バイオですけど、これもバイオエネルギーの発電をやりますとどうしても森林の間伐とか切り過ぎがあつて難しい。海外から買ったりするとそれこそ本末転倒で、なかなか大規模なものは作りにくいという状況なんです。それで今日の本題になるんですけど、先ほどおっしゃったように、都会と違うのは、自然の中で土と近接して生きてるということです。土から出たものを土へ返すと。植物資源というのは全部土からできてるわけですから。それが基本だと思うんです。

特に言いたいのは生ごみなんです。これを焼却するというところで、今、行われてい

ます。焼却というのは、土から出たものを土に返さないで、即、CO₂を発生することですから。これがなぜできないのか。これは国の施策が間違っているからですね。もっと地道に土から土へ。これ昔の食料事情が悪い、疫病なんか流行った時分に、コレラとか何とかで食料品の残渣から蔓延した、そういうあれで決められたものなんですよね。そこからずっと引きずって燃やしている、ということが大きな誤りになっています。

それで、バイオですけど、木質、木というより、むしろ廃物ですよ。自然・天然で出てきたごみと言われるものですけど、実際ごみじゃないんですね。資源なんですよ。分ければ資源です。混ぜればごみ、分ければ資源、そういう標語があるんです。分別をやっていただいていますけど、特に生ごみについては焼却をやめて土に返すということを徹底していただければ済むことなんです。特にこういう件に関しては、葉っぱビジネスなんかでも有名な徳島県の上勝町では徹底して分別しています。生ごみとか収集してないんです。各自でやるということになっている。特に農村部なんかでは土に近接しているわけです。2階建て以上で住んでいる人は別ですけども、自分のこの畑や田んぼがなくたって庭や広場があればどこでもいいんですよ。猫の額程の場所でもいいから、スコップで掘って土に埋めればちゃんと分解してくれます。今は東部のほうではやってないですけど、収集して三重県の方へ持っていったるわけですから、これ同じことです、焼却しているわけですから。まず、それです。生ごみの収集をやめて、各自でやってもらうというふうになれば済むことなんです。これがなぜできないんですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

答弁させていただきます。

基本的に、さっきも述べましたように、言われるように土の循環が基本だと思って

ます。ただ、人間の便利さのために循環できないものを生活に利用していくから大変な問題が起こっているというのは見直さなければならない。そういう意味では、私ども、このまちづくりというのは、今、言われる生業を構築して、生業そのものの景観を大事にしていこうということで、よそより先駆けて景観条例もつくっているわけです。その景観条例をつくる一つの事業としては、やっぱり生ごみの話が出てきます。

これは大事だということで、今、燃やしているのはやむを得ないわけなんです、なるべくそれを減らしていこうということで、担当課ではコンポストに補助金をつけていこうとか、いろいろやっている。まだまだそこは普及はできておりません。だから今、活性化センターのほうでは堆肥を作って広めていこうとしております。そして、農家の方に生ごみを持ってきてもらう。ある程度、農家で乾燥したものを持ってきてもらう。そしてうちで有機化していく。そして、それを農家にまた返す。そして、返してからそこで採れた野菜を和束の郷で売っている、そういう好循環を小さいけどつくっていくわけなんです。これを仕組みでうねりになり大きなものにしていきたい、こういう景色が生業景観です。茶業だけじゃなしに、そして土に返る、いわゆる自然に謙虚に生活していることで成り立つ景観を景観条例で守っていこう、そういう農村空間をつくる、そういう農村空間こそ茶源郷と言っております。

もう一つ私が気になるのは、今は重油とかいろいろありますけども、もう一つ昔に戻って薪のストーブで、薪でやる、そういう生活に戻らんだろうかと。だから薪の大切さ、この薪を作ることで、今、言われたように、森林も元気にするんですね。木も大きくするんです。そして、災害からも守るんです。だから、そういうことの便利さより自然をどうするかという観点から変わっていくと、大きく農山村とか日本も変わるんじゃないだろうか。そういう意味で、教育の中からも考えていかなきゃならないと言ったのはそれなんです。子供が大きくなっていくときに、もっと自然に謙虚に生きていかないと、何か人間本意でやって、食べ物は好きなもの食べると。

さっきの上勝町というのは、一番最初は工事をするとき鉄を使わず、セメントを

使わず、木を使って壁を造りました。今は分かりませんが、最初の道路は全部木で作ってありました。それから、住民の動きがありまして分別収集に徹されて、そして、ある箇所を設けておいて、行政が集めるというのはやっておらず住民は皆そこへ持ってこられるんです。そして、集まったやつを処理している。これは住民と一緒に盛り上がらなきゃならない。そのとき和東町の総合計画の中で住民との協働のまちづくり、住民と一緒にやってつくっていかうと。

今、藤井議員が言われるように、行政がどうやるんじゃなしに、住民の皆様とどうつくっていかうか。そういう有機農法、今、一生懸命になっておりますので、そういうものが普及し、それが和東町の野菜だと、和東町の特産品だと、和東の郷で売っているんだ、我々が作った堆肥で育てた有機野菜なんだということで、交流人口も増えて非常に広がるんじゃないかと。

私は、これからの食料安保とか、そういうところにつながるのは、農山村の果たす役割は非常に大きいと思っております。これはCO₂の問題だけやなしに、これから生活の質を高めるためにも農山村。私たちは改めて茶源郷和東のまちづくりの実現、ここには大きな目標があるというように改めて感じましたので、これを住民の皆さんと協働でつくって上げていく、これが第5次総合計画でありますので、どうかひとつご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

お話の趣旨はよく分かりました。それは象徴的にやっておられて、そういうふうにはやっておられることに皆さん協力する人が増えことは結構ですけど、住民運動としてやるんだったらいいんですけど、行政としてはやっぱりぬるいですね。下から盛り上げるものと上から強制というのとあれですけど、枠組みにはめるのと両方必要だと思う

んです。こういうごみの問題というのは、上のほうから決めてやっていくということ、これがまず大事だと思うんです。生ごみでも各自処理できる人はしてもらったらいいいんです。コンポストなんかも随意でやってもらわんじゃなくて、町を見ていてもほとんど増えてないです。利用する人は1軒とか2軒とかしれてます。必要な分だけ与えたらいいんですよ。上勝町はそうしました。全部無料でコンポストを配付された。持っている人と持っていない人があるから、それも行政のほうからすぐに平等にという話が出てくるんです。しかし、コンポストを配付するということをやって、それでも駄目な人は、置く場所もないとかあれば、それはそれで各区で集めて持ってきてもらって、そこで堆肥化するとか、いろいろ工夫はできます。だから、まず行政のほうからそういう形で、これは上から目線でやっていただくものだと思いますので、町長がおっしゃっているようなやり方というのはまだぬるいと思います。

廃掃法も各地域のごみは自治体で処理するとか書いているんですけど、各自ができる部分については自分でやって、個人ができない部分についてはやろうと、そういうことです。実行性はどうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、再答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、廃棄物特別措置法の話が出たわけで、当然これは今までから生ごみはそのこの町村で処理していかなきゃならないわけで、今、言われたように、全部燃やすことがそうなんかと、これは間違っているわけで、そやなしに、そのこの市町村で処理する。有機に替えるのもそうだろうというように思っております。

それと、上・下で、今、言われましたけど、伴走して住民と行政が協働してやっていくというふうに。お示しするのは行政と。そういう意味では、法的な措置を講ずるのは行政ですが、上とか下とか言うちょっと引っかかるわけなんで、そういう話もやっぱり住民と協働でつくり上げていきたい。

今、言われますように、有機で、活性化センターでコンポストじゃないですが、箱型で作りまして、今コンポストは補助金制度を設けておりますが全部買ってもらっている。コンポストの箱型は、例えば、藤井議員に貸します。そこへ入れて乾燥させてそれで持ってきてくださいね、こういうやり方をしていますので、これを普及していく。今そういう方法を示させてもらいましたので、そういう住民の盛り上がりは今度広がってくる。今、一生懸命それを広げようとしておりますので、どうか一人でも多くの方が盛り上がって、和東中がそういう形になっていけばいいなと思っておりますので、そういった考え方でご協力いただきたい。

行政でコンポストはありますが、今、言うように無料すべきやというところが大きな示唆をいただいております今後の検討だと思っておりますが、和東町の財政状況とかいろいろ見ながらも判断しなきゃなりません、重点を置いて、そういうことも大事だとなれば、そういう考えも上がってくるのかなと。今のところはそこは補助金制度でやっておりますが。これからの住民の動きが、また住民のそういった流れによってそういう制度も変わっていくと思えます。住民と協働で藤井議員が言われるような地域づくりが一人でも多く一緒に立ち上がってもらえれば非常にありがたいなと。

何とか運動とか盛り上がってくると、非常に私たちも勇気づけられると思っておりますので、その点ひとつよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

もう一つ付け加えさせてもらいます。再生可能エネルギーの廃棄物の循環装置というのがあるんです。廃棄物を循環させてメタンガスを発生させ発電するという装置があるんです。それだけでなくいろいろなものを、草とか下水道の汚泥、あれも活用してやる、そういう装置があるんですけど、時間的なことでまたの機会にさせていただきますけど、生ごみの活用をもっとしっかりしてもらいたいということを述べておきま

す。

それと、(3)核シェルターですけど、先ほどおっしゃってましたように、造るとしても補助金も出ない、費用もかかるということなんですけど。もし飛んできたらしようがないです。イージス艦であるとかPAC3であるとか、なかなか全て迎撃できるわけではありませんで、飛んできたら大きな穴が開いて、2キロ、3キロ範囲で数十メートルの穴が開くというので、少々のシェルターではしのげないと思いますし、被弾した距離によりますけど、ある程度の頑丈な密閉した建物の中で空気をちゃんと入れ替えるような装置をつけて、食糧も水もある程度の期間耐えられるようにしておく、そういうあれは必要だとも思います。避難訓練もしようがないと思うんですけど、場所をどこか決めて、もしやるとすればそれぐらいの装置は必要だと思うんですけど、それについて。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

その前に、先ほどの肥料の問題ですが、ドイツは早くからメタンをエネルギーに使っているとか、非常に今、進んでおります。最近の新聞では、神戸市が下水道の汚泥を肥料化してきている。そんなんので、非常にそういう方向に今、向いてきておりますので、そういった波というのはこれから農村にも来るんじゃないかなと思っております。そういったものを参考にしていくことも大事だと思います。

それと今、シェルターの問題ですが、先ほど課長が答弁しておりましたように、基本的には、掘ってという大変なことができるわけじゃありませんので、和東町ができるとなったら建物のどこをどう利用するかという、日頃からそういう感覚を持とうということ答弁させていただいていました。

しかし、私はさっきのと引っかかるんですが、農山村のところへ飛んでくることもあるけど、確率は少ないのかなと。だから、逆に、全体で争いが大きくなれば知りま

せんけど、非常のところでは農山村そのものがシェルターエリア、エリアと言ったらあれやけど、なかなか飛んでこないと。都会とかそういうところで住んでいると狙われますけども、農村へ避難しようとか、そういうことになるのかな。それを受けて地下まで造ってというのは、予算で、国の0.0何%というところですから、今の現時点では現実的じゃないかなと。それよりもやっぱり厳しいときは便利な都会に住むよりも、こういった農山村のところへ帰ってきてもらう。そういう中で危機を逃れるというのも、これからの流れとしてあるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、シェルターまでいきませんが、このシェルターの考え方は大事だと思っておりますので、今後のまちづくりで、和東町はシェルターエリアというような感覚が第一義的に必要かなと思っております。全住民の中に農山村は安心安全に、そして食料安保もある。食事も全てある。これから危機の社会においては、農山村はすばらしい地域なんだということをアピールできることが大事かなと。また、そういう地域づくりをしていかなきゃならん、農山村の果たす役割であろうと私は思っております。農山村の地域に自信と誇りを持てる時代ではなかろうかと、そういうように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

今おっしゃっていただきましたように、町民皆農化のすすめて書いていますが、やっぱり猫の額ほどのものでもいいし、家庭菜園でいいですから、余っている土地はたくさんあるんですから、利用できるような環境を整えて食料なんかを作っていただきたいと。それが大きくなって自給自足できると思うんでね。そしたら土に触れて生活をやっていたら物のありがたみも分かるし、賞味期限が過ぎたらほかしてしまうというのは、食品廃棄物なんかは物すごいロスですよ。物を大事しない。もったいないという感覚はないのかなと思うんですけど。賞味期限というか消費期限とか、あれ

は大きい問題のある、やめてほしいというような制度だと思うんですけど。それはそれとして、大規模でやるのはもちろんいいんですけど、手間を省いてやるというのは結構なことなんですけど、それとは別に、アンチテーゼとして小農ということで、小さい規模で自給的にやっていくということがどうしても必要ですので、そちらのほうの施策もよろしく願いいたします。

2番に移らせていただきますけど、死亡者が出た場合の対応で、厚生労働省等のガイドラインがあったということなんですけど、人間の命というのはいつ死ぬか分からないということでありまして、体というのは限界があるもんなんですけど、亡くなった人を医療のほうで火葬にするというか、どうなんですかね。家族なんかの許可を得てやったのか、それとも一方的に病院なり医師なりの対応でやったのか、この経緯はどうなんですかね。もし、分かっている方があれば、その辺のガイドライン、現場の対応との間でどういう経緯があるのか、分かりますか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ガイドラインの内容ということでお答えをさせていただきたいと思います。

厚生労働省と経済産業省が策定しておりますガイドラインということで、遺体の感染性に関する基本的な考え方ということで、こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症というのは、飛沫感染と接触感染で感染するというので、ご遺体でございますから、飛沫感染というのはあまり考えられないということで、接触感染を気をつけまじょうと、その対応をどういうふうにするか。接触を避けるために遺体収納袋に必ず入れると。確かに、コロナ禍の初期の頃、まだこのガイドラインが策定されていない時期につきましては、やり過ぎと言いますか、過度な対応がされていたというのは耳にしたことはございますが、どちらにしても接触感染は避けなければな

らない。ということで、液体を通さない非透過性の遺体収納袋、アウターとインナーとあるんですが、二重に入れるということになるのかなと思います。それに入れて、その後、火葬まで行うというのが一連の流れ。それぞれの場面、収納袋に収納する前、臨終からお化粧して収納して葬儀と言いますか、火葬が終わって収骨と言うんですか、お骨として壺に入れる一連の流れ、ご遺体の取扱い、また家族の中で濃厚接触者がいた場合、葬儀の場合は同席は控えてもらう。オンライン対応が可能であればオンラインで参列してもらうというようなことが書かれております。

また、当初は遺体収納袋は透明でないものが使われていて、結局、ご遺族が亡くなった方と対面するのはお骨になってから対面してしまう、ということも当初あったようには聞いておりますけれども、このガイドラインではお顔の部分だけ透明のものを使っていいですよということも書かれております。

それで、接触感染のリスクは残っておりますので、それを気をつけて、一般的な感染対策というのがこのガイドラインは30ページ余りあるんですが、一般的な感染対策というのが随所に出ておるところでございます。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

やっぱり皆さん相当苦勞して感染防止をしながら対応されたということで、それは非常にありがたいことだと思うんです。死亡というのは、遺族と死亡者との最後のふれあいの場面でもありますし、そこは丁寧になるべく家族の意に沿うようにやっていただきたい。今後ともまたお願いして、それ以外ないんです。

それと、1番の面会の制限ですね、これもオンラインをやったりとかありましたけれども、認知の方なんかは、会えないからということでもっと衰弱するとかあったと思うんですけど、今後は制限を緩和していただくように。

アメリカなんかを見たら、最初から制限は例外規定を設けて、週末とか、幼児とか、

妊婦とか、こういった人は最初から面会制限の対象にならないというふうに規定を設けてやっていたみたいで、日本は厳し過ぎたんじゃないかということで、もっと臨機応変に、規則ばかりで規則攻めじゃなくて、どうしても全部駄目じゃなくて、もっと臨機応変にやっていただいたらよかったかと思うんです。それで、今後、緩和される見通しというのはどうですか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ちょっと聞き取りにくい部分があったのでお答えにならないかもしれませんが、当初なかなか科学的治験というのが集まらない状況の中で、先ほども申し上げましたように、やり過ぎというか、遺族の感情、あるいは亡くなった方の、死者の尊厳というのを全く顧みない対応というのが取られていたのであろうということは容易に想像できるんですが、このガイドラインにつきましても、大前提として最初の答弁の中でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の遺族というのは大切な人を失ったつらさに加えて、最後の場面を通常の形で迎えることができないという悲しみを抱くケースがあります。また、遺体等を取り扱う事業者、また医療従事者、火葬場従事者というのは献身的に業務に当たっておられますけれども、感染対策等について不安を抱えている状態である。ということですので、そのためにガイドラインを示すことで、そういった不安なり遺族感情に寄り添うということを目的としたガイドラインになっております。

先ほど申し上げましたように、実際、国保診療所の医師・看護師等がこのような場面に立ち会うようなことになった場合には、このガイドラインに沿って遺族感情に寄り添いつつ、死者の尊厳を最大限に尊重した対応を、当然のことではありますが、そういった対応をしてまいりたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

日本の対応で、安全を求め過ぎじゃないかと思います。健康に長生きすればいいというのを下に、安全、安全ばかり言い過ぎてるし、時には、人間の心というのは、安全を逃してリスクを侵してもやらんといかん、というような決意というのはどうい
う場面でも必要だと思います。もっとそういう意味で心の問題にコミットしていく必要があると思います。終わります。

○議長（岡田泰正君）

藤井清隆議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時32分～午前10時45分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

本町におかれています人権擁護委員3名のうち渡邊隆一郎さんが、令和5年6月30日付で任期満了となり、退任されることになったため、今回新たに久保寿己さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、諮問第2号につきましてご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住所 : 和東町大字湯船

氏名 : 久保寿己

年齢 : 55歳

令和4年12月13日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページをお願いいたします。

久保さんの略歴書をつけておりますので、ご覧ください。

それでは、久保さんについてご説明させていただきます。

久保さんは行政職員として経験が長く、相談業務等に豊富な経験を有しておられます。温厚の人柄で正義感が強く、地域住民の信望も厚く、今後もその経験を生かした活動が期待できる適任者であることから、今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに推薦いたしたく諮問させていただいた次第です。

どうかご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思えます。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおり異議のない旨を答申したいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問されましたとおり異議のない旨答申することに決定いたしました。

日程第4、議案第43号 和束町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第43号 和束町税条例等の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などが令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関連する和束町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第43号についてご説明をいたします。

議案のほうをよろしく願いいたします。

議案第43号

和東町税条例等の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月13日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、今回の条例の改正案でございます。

あらかじめ議長のお許しを頂戴しておりますので、概要のご説明を申し上げたいと思います。

改正案2枚、また新旧対照表を6枚おめくりいただきますようお願いいたします。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要のページでございます。

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、法及び政令等の改正に合わせて改正するものです。

こちらは今回施行日が令和5年1月1日以降の改正内容となります。

2 改正概要

I 個人住民税

【第33条、第34条の9】の関係でございます。こちらは令和6年1月1日の施行分でございます。

- ・ 上場株式等の配当所得等について、確定申告と住民税申告の異なる申告で課税方式の選択が可能であったが、同一の課税方式とする改正に伴うもの

- ・ 譲渡損失の損益通算、及び繰越控除の適用要件についても同様の改正

【第36条の3の2、第36条の3の3、他】、令和5年1月1日施行分でございます。

- ・ 合計所得金額に関する事項で、配偶者等が退職手当等を有する場合に、扶養親族申告書等にその旨を明記することとする改正に伴うもの

【附則第7条の3の2、同第26条】関係でございます。こちらも令和5年1月1日施行分でございます。

- ・住宅借入金等特別税額控除の対象となる入居年等の延長と控除限度額等の見直しに伴う改正

II 固定資産税

【第18条の4、第73条の2、第73条の3】の関係でございます。こちらは令和6年4月1日の施行予定分でございます。

- ・登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、DV被害者等の住所に代わる事項を追加することとなる改正に伴うものです。これは不動産登記簿の改正に伴うもので、土地・家屋の所有権移動等の通知に係るものになります。

III その他

項ずれの反映、引用条項の改正に伴うものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、概要を説明というか、言っていたんですけども、もう少しそれぞれ具体的にどういうことなのか、ということについて説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、概要の1つ目、個人住民税の関係でございます。こちらは上場株式等の配当

所得等についての部分でございますが、従来、確定申告等住民税申告で、例えば確定申告はされても住民税は不要であったり、また分離課税を選択したり、総合課税を選択したりと、所得税の確定申告と住民税の申告で異なる方式を選択することが可能でございました。

また、その後ろにあります譲渡損失の損益通算等につきましては、申告不要もしくは分離課税の選択というようなものがございました。こちらにつきましては、所得税と住民税の申告が異なることで、本来の申告情報の価格が住民税の課税上に正しく課税ができないということで、本来やはり統一すべきであろうというような検討がございまして、今回統一されたものでございます。

また、2つ目の合計所得等に関する事項で配偶者等が退職手当等を有する場合というところになるんですが、こちらは特に制度が変わるものではなく、従来把握すべき事項が扶養親族申告書、こちらはよく給与所得の方が年末調整のときに事業主に出していただく様式等になるんですが、こちらに記載が今までなかったものを住民税の課税を正しくできるように改めて明記しようということでの様式の修正になります。

3点目、住宅借入金等特別税額控除の対象となる入居年等の延長というところの流れでございますが、こちらのほうが対象となる入居年でございますが、控除限度額が7%となっているところを本来の元の5%へ戻すという部分と、それに伴って期間を令和7年まで4年間延長するという改正でございます。

次の固定資産税の部分でございますが、登記書から市町村への登記情報に係る通知事項というところは、従来、不動産登記等をされた場合に所有者の住所、氏名というものが登記情報として市町村に通知され、またその評価証明等を出す際におきましては、所有者の住所をその証明書に記載することになるのですが、DV被害者等の住所の秘密の保持のために、本人の住所に変わり親族、知人、支援団体の住所に変えて表記することができるように、その情報を市町村に通知するという情報の通知の内容が変わったものでございます。

主な改正の概要といたしましては以上のこととなります。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる1番の3の部分は住宅ローン減税の関係で、その期間の延長と限度額の見直しということだというふうに理解いたしました。

あと、固定資産税についてはDV被害者の秘密というか、そういったものを守秘するということでの事項だというふうに理解いたしました。

その上で、個人住民税の第33条、第34条関係と第36条関係なんですけども、先ほどありましたように、いわゆる課税方式を統一することによって具体的に課税される方にとってはどういう影響があるのか。それから36条についても、配偶者等が退職手当等を有する場合に、その旨を明記するということが改正になっているわけなんですけども、それによって何らか、納税者にとってどういう影響があるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の課税方式を統一する改正でございますが、こちらにつきましては、もともと異なる課税方式を選択可能とされていたところをということなんですが、その状態でございますと、例えば、国民健康保険等のほかの制度がございますが、そちらの申告内容を確定申告内容から課税等をする場合に、もともとの金融所得課税という考え方から、所得税と住民税が一体と設計されてきたものであることを再度考慮したことを踏まえて、やはりここは統一させるべきだという方向で改正されたものです。

確かに、場合によりましては保険料の計算等で保険料が少し上下することは生じることもある、従来の申告不要を選択された場合に比べますと、総合課税を選択されたことによって保険料が上がる場合ですとか、下がる場合ですとかございますから、それはもともとの所得税の申告に合わせてしていくということになりますので、もともとの総合課税等を選択することができなくなるわけではないという部分でございます。

もう1点の配偶者等の所得の情報を明記するという部分でございますが、こちらは課税内容が変わるものではなくて、もともとその情報というのは住民税サイドとしては把握しないといけない情報ではありましたが、その把握することが地方団体においてかなりの労力を要する業務であったと。その部分を解消するために事前に扶養親族を申告書に明記していただくことによって情報を得やすくするという改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号 和東町税条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第43号 和東町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第44号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策として、多機能端末機での非接触での証明書交付の利用促進、及び交付手数料の減額による生活者支援対策を講じるため、条例改正の必要が生じたことから提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第44号についてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第44号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月13日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただき、条例の改正案でございます。

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

和東町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(多機能端末機による証明書等に係る交付の特例)

2 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本町の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を利用することにより交付の申請があった住民票の写し及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、第2条第1項第18号及び第22号中「300円」とあるのは「200円」とする。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

続きまして、新旧対照表でございます。

附則の1項に2項を追加しております。

1枚おめくりいただきまして概要でございます。

和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策として、多機能端末機での非接触での証明書交付の利用促進、及び交付手数料の減額による生活者支援対策を講じるものです。

2 改正概要

多機能端末機(コンビニ等に設置されたマルチコピー機)からの証明書の交付手数料の引下げでございます。

取扱い証明書の種類といたしましては、住民票の写しと印鑑登録証明書でございます。

手数料の内容といたしましては、それぞれ現行が300円、改正後200円とするものです。

3 適用期間

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間でございます。

4 施行日

令和5年3月1日施行でございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

本来ならば、コンビニのマルチコピーで利用される場合でしたら、逆に、値上げされなければならないような感じではありますけれども、これはどういう訳でこういう形で、目的・経緯というものをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、対面よりマルチコピーのほうが格安になるということが示されておりますけれども、このことについても、なぜこういうことになってしまったのか、もう一度お願いします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

ただいまいただきましたご質問で、300円から200円になぜ値下げなのか、また対面からコピー機になることについても、なぜ安くなるのかということで、まず値下げについての基本的な部分でございますが、今回値下げのほうの改正をさせていただいたのは、まず、新型コロナウイルスの感染症拡大の予防対策として、非接触での証明書交付の利用の推進というのがございます。その中で、コンビニ交付のほうは既

に対応はさせていただいておりましたが、さらなる利用の推進といたしまして、手数料の改正を検討させていただきました。

こちらの関係につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業としても生活者支援対策の一環としてというような形でございます。そちらの事業の対象といたしまして活用することで手数料の引下げを検討させていただきました。また、こちらの対象事業として活用するということになるので、適用期間は令和6年度の末までという期間限定の改正という形でさせていただきました。

また、対面からコピー機ということで、利用者の中には、確かにこちらのほうが便利だと感じていただく方もあるかと思いますが、また、役場の窓口で対面でするときであれば、どの証明書が本来自分が必要なものなのかというところでご相談を受けることもできます。ですので、対面であることの利点というものもございますので、利用者の選択でどちらがよりよいかというところを選択していただけたらと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

こういう二重価格をつくったら不公平性が出ると思うんです。その不公平性についての考え方はどのように考えておられますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

値段が安くなるという部分で、例えば、コンビニですとご自信のご判断での利用になりますので、実際、コンビニへ行かれてから、世帯全員のが要ったのかしら、自分

自身でよかったのかしら、という自分での判断にもしかしたら困られることもあるかもしれません。ただ、来庁された場合は必要な書類等、職員と一緒に確認させていただいて、この場合ですと世帯全員のが要りますねというような形で、利用者様へのサポートをさせていただくことができますので、その面では不公平性という部分はサービス面でのカバーもさせていただけるかと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

サービス面から考えた場合は、逆に、値段が高くなるというのが本来のものの考え方だと私は思っております。できれば、不公平性がないためにも、本来、二重価格にするのではなく、同じように200円でやられることをまずは望みたいと思います。

そして、その次に、各コンビニにおいて取得した場合、住民票の写し並びに印鑑証明なんかではマルチコピーの端末において個人情報が残ることがあります。そのために個人情報の問題に抵触しないのか、セキュリティのリスクは、またリスクをどのように担保されているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ交付、和東町の場合は、自治体基盤クラウドシステムというネットワークを利用しております。こちらは地方公共団体情報システム機構という国を挙げての機構のほうで構築しているシステムでございます。こちらのほうはセキュリティも国のほうの厳重なセキュリティで運営されているものでございます。

また、証明書のほうのコンビニエンスストアでの発行時は、データをコンビニの端

末機に出力するのではなく、あくまで証明書のイメージとしての画像としてのイメージを送信するということで、個人情報のセキュリティも確保されているものと理解しております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

私の言いたいのは、画像がやはり端末のほうに残るということなんです。どの機械においても必ず端末のほうに画像のいわゆる情報が残ります。これは民間のほうにそれが利用される可能性というものが十分あるわけです。このことについてセキュリティの部分について私はお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問ありました部分につきましては、ただいま手元に詳細な資料というのは持ち合わせておりません。ただ、セキュリティ面は必ず確保されている制度でございますので、その詳細な部分はまた私どもで確認のほうはしっかり取りたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

個人情報の問題ですので、できるだけこのことについてはしっかり確保していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

まず、確認したいんですけども、いわゆるコンビニ交付、多機能端末機での交付を受けられる方というのはどういう方ですか。いわゆるこの間と言いますと、マイナンバーカードを取得された方がそれを使ってコンビニで交付を受けるということをしてきたというふうに思うんですけども、それはそういう方が対象になるということで確認をさせていただきたいんですけども、その辺いかがですか。

○ 議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○ 税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃっていただきましたとおり、コンビニ等での交付をご利用していただけるのは、まずマイナンバーカードを所持されている方になります。

○ 議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

もう一度さらに確認ですけども、マイナンバーカードの取得というのは法的に任意とされていると思うんですけども、それはよろしいですか。

○ 議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○ 税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得につきましては任意でございます。

○ 議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる任意であるマイナンバーカードの取得ということがある中で、マイナンバーカードを取得された方しかコンビニでの交付はできないと。その方に対して本来なら300円を頂くところを200円で結構です。というのは、じゃあ、マイナンバーカードを任意で取得していない方には関係のない、利用できない支援策になってるといふふうに思うんですね。いわゆるカードの取得が任意である以上は、持っている持っていないで行政としての住民に対するサービスですね、対応というのに差があってはならないと思うんですね。私、そういう意味で、先ほど井上議員が言われた意味で、不公平な施策じゃないかと私は思うんですけども、そういう認識はないのでしょうか。カードを持っている持っていないで手数料の徴収に差が出てくると。それは不公平だという認識はお持ちじゃないのかと、答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの今回の改正につきましては、まず、あくまで新型コロナウイルス感染症拡大予防対策の一環としての非接触での証明書交付の利用の推進というものもございますので、あくまで期間も限定させていただいているものでございます。その中で、またそういったことと、あと、不公正ではというところもございますが、やはりコンビニ交付ですとご自身での操作、全てしていただくこととなりますが、本庁の役場窓口へ来ていただいた場合は、職員が確認をしながら対応させていただく面もあるということもございますので、その部分での公平さは保たれているものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私が言ってるのはそういうことじゃないんです。そうだったら、窓口に来た方は、要は職員の手を煩わしているんだから、割高でいいじゃないかという認識なんですか。わざわざ私たちが対応しているから、コンビニへ行っている方はセルフサービスだから、それか店員の方の補助を受けてるから、役場としては労力はかかってないから割り引いていいんだと。そういう認識なんですか。そう言われてしまったらそうなりますよね。

それで、私が不公平だと言っているのは、任意であるカードの取得、これは義務じゃないですよ、任意ですよ。持つか持たないか本人の自由なんです。持っててもいいし持たなくてもいい、扱いとしてはお互い平等なんですよ。どっちがいいとか悪いとかではない。持ってる方と、持っていないからといって役場として対応に差が出てはいけないと思うんです。だけど、これは実際差が出るじゃないですか。同じ証明書を出すのにコンビニだろうが役場窓口だろうが、お金を払うのは100円割引されるわけでしょう。それは不公平じゃないですか。この割引はカードを持ってる人しかコンビニで使えないんだから。それは明らかに不公平じゃないですか。言っているんですよ。

いわゆるこの改正理由の中で、目的がコロナ対策だと。そうじゃないでしょう。カードを取得してくださいという意味での誘導策でしょう。こっちのほうがお得ですよ。カードを持たれたらコンビニで交付できますし、100円割り引きますよ。だから、カードを取得したほうがお得ですよという、そういうカード取得対策じゃないんですか。何も書いてないけど。

いわゆるこの間、12月の広報でも同じようなやつが何枚も入って、「カードを持ちなさい」、「カードを持ちなさい」という、こういうのをに入れていただいていますよね。それと同じように、これによってカードを持っていただく方を増やしていくという対策だという側面があるんじゃないですか。

もう一回言います。実際にカードを持ってる持っていないで住民サービスに差をつけるのは不公平ではないですか。実際、今回の対応というのは、コロナ対策というふうに言ってるけど、実際はこれによってカード取得を進めたいと、そういう対策になってるんじゃないですか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

任意であるのにというところの不公平ではないのかというところですが、不公平ではないと考えた上での今回の改正の方向でさせていただいております。

また、カードの取得対策ではないのかというところでございますが、確かに時期的にはどうしてもかぶってきてはおりますが、税住民課といたしまして、やはり新型コロナウイルスの感染症の拡大予防対策としてできることは何かというところで、今させていただいているコンビニ交付の非接触での証明書交付という部分、なかなか税住民課としては対策させていただくような事業等もございません中で、やはりこの部分に対応できる部分だということで取組をさせていただいたところでございます。

また、広報誌ですね、やはりたくさん入ってるというところでございますが、任意ではございますが、住民の皆様は今カードの取得という国を挙げての事業はどういう状況であるのか、やはり情報を提供すること、広報することは必要であると。その上で作成されない、そこは個人の任意というのは強制ではないと。ただ、情報は提供させていただかないといけないというところで、広報のほうも今月最終取り組ませていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

いわゆるコンビニ交付というのが、カードを持っていようが持っていまいが使えるというんだったら全員使えますと。カードでやっても使えるし、ほかのものでやっても使えますということだったらいいですよ。非接触型でコロナ対策として皆さんコンビニで交付してくださいと。カードを持っている方も持っていない方もそちらのほうに、非接触型ですからコロナ対策として利用してください、というんだったら分かりますよ。だけど、これはあくまでカードを持ってないとできないでしょう。役場というのは、カードを持っている人しかコロナ対策しないんですか。

カードを持ってなかったら窓口でしか交付できないでしょう。カードを持ってない方は危ない役場に来ていただいて、そうでしょう、接触しますから。そういうことになるじゃないですか。それが嫌だったらカードをお持ちくださいというね、そういうことでしょう、要は。コロナ対策という隠れみのという言い方が悪いですけど、結局はそこに行き着くじゃないですか。それが不公平だと言っているんですよ。

私どもとしては不公平と思わずにやっておりますと言われましたよね。じゃあ、何で思えないんですか。そこが何で不公平だという認識にならないんですか。客観的に見て、先ほど言っているように、任意であるもの、任意で取得すべきものを、カードを持っていようが持っていまいが自由ですと。そういう問題について、そういうものについて、でも扱いはカードを持っている人を優遇しますと。これは明らかにカードを持ってる持っていないで差別しているということですよ。人権を重んじる町じゃないんですか、町長。

それで、先ほど課長が、そのことが不公平だと思っていないと言ってるんですよ。町長は、私もそう思うということですか。いわゆる和束町の管理職である課長が、カードを持ってる持っていないで、要は住民を差別して、こっちは200円でいいです、こっちは300円でいいですっていうふうに差別することを不公平だと思っていないと言われてるんですよ。町長も同じ考えですか。それでいいということですか。言ってい

るように、ちゃんと公平に扱うんだったら窓口に来ても200円で交付しますと。

逆に言えば、窓口わざわざ足を運んでいただいて、お願いしますと言っている方に対してこそ本来値引きしてもいいわけですよ、はっきり言ったらね。同じように扱うというんだったら、どっちに行っても200円にします、というのが取るべき態度じゃないんですか。町長、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

結論から言いますと、不平等ではありません。と言います理由を申し上げます。

行政をしていくときには門戸を開いておって、そこへ参加できることであれば、そのことによって次の段階を行きます。例えば、申告で所得税がある方、全部である方でなかったらしませんよとか、全部そろわな行政が取れないなんていったら、行政は前へ進みません。100%そろってないとできませんとか。だから、今もマイナンバーカードが希望すれば誰でも入れますという門戸がまず開いております。そして、今の国のほうはマイナンバーカードはどういうことかというたら、行政サービス、質の向上のために今それを設置したものと私は理解しております。

そして、我々の質を高めるものを別にあります。だから希望すればいつでも取れるということであれば、これは不平等じゃないわけなんですね。これからの行政は全てこれでやってないと、100%住民にやってもらわないと次の行為やりませんでは、一つもできません。果たして、それをできる行為がやれるんだったら教えてほしいです。

それともう一つは、今回の内容については、和東町の窓口の行政、和東町の窓口の時間は何時から何時までと住民課の窓口は決まっております。そのときの声として、やはりそれ以外で働いている人も多い。そして帰ってくるときは役場は閉まってる。

このとき住民票をあげたい、このサービスをどういうふうに考慮していこうか。そのときでしたらコンビニでできると、マイナンバーカードが利用できると。だから、マイナンバーカードを持っている方にはこういうサービスを充実していこうと。そして、もし時間外で取りたいんだったら、マイナンバーカードを取ったらこういう利用ができますよと、住民の皆さんにお知らせしていく。そして、一つ一つ質を高めていかないといけない。もし、全住民がマイナンバーカードを取ってなかったらしませんよなんて、これのほうは不平等の不平等です。やっぱり参加できる自由があって、そうやってどなたもみんな自由に行ける窓口を開いて、そして行ける形を取っていく。

今、岡本議員が言われたように、もし意思があって、これが全然理解されないで、自分の考え方で取らないということになれば、それはまたそれでどうフォローしていこうかと、やっぱりフォローは考えていかなきゃならない。しかし、多くの方にはカードを持っておられるからこそこういう住民サービスができるわけですから、なかったらこういう住民サービスはできません。やっぱり役場の窓口を開いているときにしか来てもらったらあきませんよと、果たして、それで今までよかったかというたら、それは困ると。遅くなって帰ってきたらやってない、日曜は閉まってる、どうしてくれるねん。という要望に応えるときに、もう一回繰り返しますが、マイナンバーカードによればこういう住民サービスの向上を図れるということで取り組んできたんです。だから、そういうことで一つご理解いただきたい。

住民サービスとしてマイナンバーカードが全部そろってないと、受けしてもらえない。もし、ここでこの人は受けられますよ、この人は受けられませんよとなって決めたら差別です。自分の意思でそれを受けられるということになって門戸を開いておれば、これは差別に至りません。そういう機会参加の均等に値します。そういうサービスを受ける権利の平等、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

あのね、町長、ほんまにいいことないです、これは。初めに言いましたでしょう。カードを取得するかどうかというのはね、何か取らない方が悪いみたいな言い方をされますよね。門戸を開いているのに何で取らないんだと。取ればいいじゃないかというね、そういう言い方でしょう、今のは。違うじゃないですか。法でちゃんと任意だとなってるわけですよ。そうやって言ったら別に誰でも取れるけども、別に取りたくないこともできますと、そういうものでしょう。しかし、実際、カードを取ることでコンビニで交付できるというコンセプトあるじゃないですか、あなたの言う質の向上ですか。それだって本当にそれがサービスの向上なんかいろいろありますよ。単に時間外で取れるからというだけでそれが質の向上なんかと言われても、評価はいろいろあると思いますけど。私ね、本当に問題発言だと思いますよ。

カードを持ってる持ってないで差別してるんですよ、これは。しかも、じゃあ、持てばいいじゃないかみたいなね、門戸を開いてるんだからと。乗り遅れたくなかったら取ればいいんだというね、今そういう答弁ですよ。本当にこういうことをこういう場で堂々と不平等じゃないなんてことを言われるというね、どこが人権を守る町なんかと思うんですよ。

和東でマイナンバーカードをまだ半分も取っておられないわけでしょう、この前の委員会でも言っていましたけど。国全体でも半分ちょっと行ったぐらいじゃないですか。言ったら、いろんな先ほど言われたようなセキュリティの問題とか、個人情報の漏えいの問題とか、今度、個人情報の問題は3月に出ると思いますけどね。要は、今までの個人情報保護も解体して、民間活用をどんどんしていけるような方向で国が全部変えるわけですよ。そうなったら幾らでも民間活用を持っていかれますよ。そういう危険性もあるっていう中で、だから任意なんですよ。取得するしないは自由だという下で、そうであるならば、どっちの方にもちゃんと平等に接するというのが行政の取るべき態度でしょう、公平公正というんだったら。持たないものが悪いみたいな、そう

いう答弁をされるのは本当に問題だと思いますよ。

最後に一つ言っておきますけど、さっき課長がいわゆる広報について、要は、国が今やってることだから、それをお知らせするのが行政としての仕事だと言われましたよね。それはそうかもしれないですよ。だったら、これを読んでいたらどこの民間ですかと思いますよね。「キャンペーン大実施中」とかね、一体どこですか。金もうけをしてる民間業者ですか。ポイントを持てるからどんどん来てくださいと。どういう感覚してるのかと思うんです。こういう2万円分のお済みですかとかね、言うたらお金で釣って、今やったらカードお得ですよ、みたいなバーゲンセールですか。言っときますけど、ポイントで税金ですよ。

それはそれで、やられるならいいでしょう。だったらちゃんと公平に広報するんだったら、どこかに「これは任意です」と。カードの取得はあくまで任意であって、いろいろなご心配とか、セキュリティの問題とか、個人情報の漏えいとか、実際漏えいも起こってます。ご存じだと思いますけども、全国で起こってます。たばこだってそうですよね。ちゃんと書いてありますよ、「病気になる可能性があります」と。吸うのは任意だけど。両方の情報を載せるのが行政としてやるべきことじゃないんですか。こういうこともやるけど、これやったらその前にちゃんと任意ですということと、いろんな情報漏えいのことも言われてますと、それを考えた上で申請してください、というのが公平公正な広報じゃないんですか。そう言われるんだったらね。

今後そういう意味でちゃんとそういう情報も載せてやられるならやっていただけますか、課長。そうじゃないと公平な広報とは言えないですよ。取りたいという方とどうやっていう方と両方ちゃんと対応した情報を提供する、ということを今後ぜひしていただきたいと。その辺、答弁をいただけますか。

それと、こういうことを堂々と平等だなんていうことを言うこと自身は本当に大問題だと思いますので、町長に撤回していただきたい。こんなことが平等です、不平等じゃないなんてなってしまうたら、幾らでも不平等が蔓延しますよ。和東町の人権の

町なんて看板を下ろしていただかなあきませんと思います。ですから、課長に、今後広報する場合は、両方の情報を載せるようにしていただきたいということを要望しておきたいと思います。それを答弁いただきたいと思いますし、わざわざ来ていただける方にも、生活支援というんだったら、みんな窓口へ来られる方だってコロナでみんな大変なわけですよ。そういう方に対してもちゃんと200円にしたらどうですか。それも別に検討いただけませんか、どうですか。課長で結構です。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

広報の仕方ですね、確かにご指摘いただきました分、今後の広報の情報提供ということで進めてまいりたいと思います。

もう1点のほうですね、全体的な手数料の見直しということでございますが、それにつきましても随時情報、また利用の状況等も見まして、今後の制度の改正としての検討課題としていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第44号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第44号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来たる12月20日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午前11時42分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 5 年 2 月 14 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 村 山 一 彦